

保護者様

## 日本スポーツ振興センター手続きについて

県立秦野高等学校

日本スポーツ振興センターの給付請求は任意です。請求漏れにご注意ください。

また、この用紙は給付終了までお手元に保管し、不明な点などはお問い合わせください。

### ◇医療費の給付対象

学校管理下で起きた災害で、ひとつの災害について治癒までの自己負担額が 1,500 円以上の場合に、(整体院や鍼灸院は 5,000 円以上の場合に) 請求対象となります。保険外診療は支給対象になりませんのでご注意ください。

### ◇給付の決定

医療費等の支給の可否・金額は、学校ではなく日本スポーツ振興センターが決定します。

◇給付金の支払いまでには、請求月から2~3ヶ月かかります。不備などがある場合、支給が遅れることがあります。

### ◇時効について

受診した月から 2 年間請求を行わなかった場合、時効になります。また、初回の給付を受けていても、2 回目以降の継続分も療養月から2年以内に請求しないと「月ごと」に時効となりますので、ご注意ください。災害報告書は提出後に医療費の給付を辞退される場合は、担当者にご連絡ください。

同一災害についての医療費支給は、初診から最長10年間行われます。

### ◆提出物(用紙は全て秦野高校ホームページからダウンロードできます。詳細もお読みください。)と記入者

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutu/anzen/>

※ ◎ 必須 ○ 場合により必要

	提出物	記入者	備考
◎	災害発生報告書(初回のみ)	本人・教科担当者・部活顧問	この書類が受付となります。
◎	医療等の状況 (1枚/月)	医療機関	医療機関によって文書料がかかる場合があり、金額も異なります。保護者負担額は、窓口でご確認ください。
○	調剤報酬明細書	薬をもらった薬局	病院内で処方された場合は必要ありません。
○	治療用装具明細書	医療機関・保護者	領収書の写しを添付
○	高額療養状況の届け (外来、入院に係る療養・治療用装具等のそれぞれの額が7000点以上の場合)	保護者・その他	記入例を参考に、記入後は <u>学校名、氏名を記入した封筒に入れて提出してください。</u>
◎	口座振込申し出書	保護者	毎回

\* 給付金額に不服がある場合は、3 か月以内に不服審査請求ができますのでお申し出ください。

問合せ先

生徒指導グループ

担当 ①長屋、浦下、②伊藤

電話:①0463-77-1490(保健室)

②0463-77-1491(1年)